

若年性認知症について

認知症は、若い世代で発症する場合もあります。

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」と呼びます。

働き盛りで就学期の子どもがいる場合も多く、高齢者と異なる問題が生じることもあります。

相談したいときに

東京都若年性認知症総合支援センター ☎3713-8205 月～金曜(祝日を除く)9:00～17:00

若年性認知症についての相談の専門窓口があります。若年性認知症支援コーディネーターが診断後の就労、社会保障、生活全般の相談をワンストップでお受けします。

品川区では、他の認知症の人と出会い、集う場として、本人ミーティングやミーティングセンターを開催していますので、そちらへもご相談ください。(→11ページ)



診断後、どのような制度が利用できる？

次のように、経済的な支援制度や障害者手帳などが利用できます。

自立支援医療	認知症で通院治療している場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が1割に軽減される場合があります。 ※所得に応じた上限額あり	品川保健センター ☎3474-2904 大井保健センター ☎3772-2666 荏原保健センター ☎5487-1314
傷病手当金	事業所にお勤めの方が、病気などで仕事を休み給料を受けられない時に加入先の健康保険から支給を受けられる場合があります。	お持ちの保険証(資格確認書)をご確認いただき、加入先の健康保険へお問い合わせください。
障害者手帳	精神疾患で日常生活に支障をきたす場合に、精神障害者保健福祉手帳を申請できます。 ※身体に障害のある方は身体障害者手帳を申請できます。	〈精神障害者保健福祉手帳〉 各保健センター(上記) 〈身体障害者手帳〉 障害者支援課 障害認定事務係 ☎5742-6710
障害年金	病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる公的年金です。	品川年金事務所 お客様相談室 ☎3494-7831 ※自動音声案内で①→②をご選択ください。

診断後、働くことはできる？

上司や人事担当者と話し合い、職場の理解を得られるようにします。

退職すると再就職することが難しい場合が多いため、可能であれば、今いる職場で働き続けられるかを会社と相談します。仕事の内容によりますが、配置転換や障害者雇用により働き続けることが可能になる場合があります。東京都若年性認知症総合支援センターでは、就労についての相談も受け付けておりますので、まずはお相談ください。

若年性認知症ハンドブック

社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター発行

若年性認知症ハンドブックでは、診断された本人や家族に役立つ情報が掲載されています。内容は、ウェブよりご覧いただけます(右記コード)。

